



埼劳基発 0908 第 2 号
令和 2 年 9 月 8 日

関係団体の長 殿

埼玉労働局労働基準部長



陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取組について
(トラック荷台からの転落防止等荷役災害対策の推進)

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、埼玉労働局では労働災害を減少させるために重点的に取り組む事項を定めた埼玉第13次労働災害防止計画（以下「13次防」という。）において、陸上貨物運送事業における計画期間中の累計死亡者数を前計画期間中（29人）と比較して20%以上減少させ23人以下とし、死傷災害（休業4日以上の労働災害をいう。以下同じ。）を平成29年（1,062人）より減少させ1,061人以下とすることを目標としています。しかしながら、陸上貨物運送事業における昨年までの計画期間中の累計死亡者数は10人にのぼり、昨年の死傷災害は1,211件と前年より5.2%増加となり、増加傾向に歯止めがかからず憂慮すべき状況が続いています。13次防の目標達成に向けて一層の取組が必要となっております。

新型コロナウイルス感染防止の影響により、宅配需要が急増する中、社会生活の維持に不可欠な業務に取り組まれているところですが、こうした状況下では、労働者が安心して安全に働き続けることがこれまで以上に重要であり、労働災害防止のための更なる取組が必要です。

死傷災害の発生要因としては、荷役作業時における労働災害が全体の約7割を占めています。荷役作業時の労働災害では特に荷台からの転落が多く、うちトラック荷台等への昇降時に発生するものがその約4割を占めています。

厚生労働省では、従来から「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月）」を策定するなど労働災害防止対策に取り組んでいるところですが、今般、厚生労働省と独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、トラック荷台への昇降による転落災害を防ぐための安全対策について、別添のとおり取りまとめたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、現下の労働災害発生状況について貴団体傘下会員に共有していただくとともに、これを契機として、貴団体傘下の関係事業者、労働者はもとより、荷役作業に関わるトラックドライバー等に対して、荷台昇降時の災害を含めた荷役作業時の安全対策について周知、活用いただき、より一層の安全対策の推進に取り組んで頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(別添)

リーフレット「労働災害が増えています。荷物の積み降ろしを安全に」

リーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために 荷台昇降設備・装備はありますか？」

(参考)

- ・「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」
- ・「テールゲートリフターを安全に使用するためには」

・厚生労働省ホームページ（安全衛生関係リーフレット一覧）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

・独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所サイト
https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2020_02.html